○法務省令第十七号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部次長） **第四条の二**　東京矯正管区及び大阪矯正管区の第一部に、それぞれ次長一人を置く。 ２　［略］	（部次長） **第四条の二**　東京矯正管区第一部に、次長一人を置く。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○法務省令第十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項及び更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久

保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

（保護観察所組織規則の一部改正）

第一条　保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保護観察所に置く課等） **第二条**　［略］ ２　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、神戸保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所に、それぞれ社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、宇都宮保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び長崎保護観察所に、それぞれ社会復帰対策官一人を置く。 （企画調整課の所掌事務） **第三条**　［略］ ［一～十二　略］ 十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所、仙台保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（さいたま保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。	（保護観察所に置く課等） **第二条**　［同上］ ２　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、神戸保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所に、それぞれ社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、宇都宮保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び長崎保護観察所に、それぞれ社会復帰対策官一人を置く。 （企画調整課の所掌事務） **第三条**　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。